

## 令和5年度第1回青森市子ども・子育て会議概要

- 1 開催日時 令和5年10月18日(水) 18時30分～20時00分
- 2 開催場所 青森市福祉増進センター2階 大会議室
- 3 出席委員 内海隆委員、鳴海一成委員、高橋多恵子委員、常田清彦委員、  
天間美由紀委員、長根祐子委員、長谷川直子委員、松本香委員、  
三上省治委員、湯沢あけ美委員、和田律子委員  
《計11名》
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局 福祉部長 岸田耕司  
福祉部次長 大久保綾子  
子育て支援課副参事 向中野葉子  
主幹 三浦章二、山上幸男、澤拓生、石澤望美、長内麻恵  
主事 小野麗桃、佐藤桃香  
保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ所長 斉藤麻里  
浪岡振興部健康福祉課長 新宅雅之  
《計12名》
- 6 会議次第
  - 1 開会
  - 2 福祉部長あいさつ
  - 3 事務局紹介
  - 4 議事  
青森市子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価
  - 5 閉会

## 7 会議概要

### 4 議事

青森市子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

事務局から資料1 1～9ページについて説明

質疑・意見

特になし

事務局から資料1 10～22ページについて説明

質疑・意見

○委員 「⑩妊婦に対して健康診査を実施する事業」について、特定妊婦の数は把握しているのか。また、その数は増加傾向にあるのか。

●事務局 特定妊婦の数は把握しており、横ばいという状況である。

○委員 「③放課後児童健全育成事業（放課後児童会）」と「⑦一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）」について、確保方策よりも実績の数が多いが、評価を「A」としたのはどういうことか。

●事務局 放課後児童会については、利用希望者が多くなる長期休暇中は当初設定している部屋以外の特別教室などを学校から借りて対応し、全ての利用希望者が利用でき、幼稚園の一時預かりについても、各幼稚園に柔軟に対応してもらい、全ての利用希望者が利用できたことからそれぞれ評価を「A」としたところである。

○委員 「③放課後児童健全育成事業（放課後児童会）」について、利用者が増えると、場所だけでなく支援員の確保も必要になると思うが、どのような対応をしているのか。

●事務局 毎月、広報あおもりに放課後児童会支援員の募集記事を掲載して募集しており、代用支援員含めて必要数は確保できている状況である。

○委員 「⑤養育支援訪問事業」について、令和5年度の予算額が少ないのはなぜか。本来支援が必要な家庭に行き届いていないのではないのか。

●事務局 養育支援訪問事業は、保育士や保健師が家庭訪問する事業であり、訪問の際にバスではなく公用車を使用することで交通費の削減につながったためである。対応する職員や利用者が減少しているということではない。

○委員 「④乳児家庭全戸訪問事業」について、委託訪問指導員はどのような基準で選ばれているのか。

●事務局 委託訪問指導員は、助産師又は保健師の資格を持つ方を選任している。

○委員 「⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業 [就学児のみ]）」について、放課後児童会と併用している割合は把握しているのか。

●事務局 併用している実績は把握していない。

○委員 ファミリー・サポート・センターの登録会員数を増やすために、市はどのような取組を行っているのか。

●事務局 広報あおもりに会員募集の記事を掲載しているほか、登録会員の研修についても支援を行っている。

○委員 広報あおもりで広報することで、会員数が増えている実感はあるのか。

●事務局 これまで登録会員数を増やすために、広報活動をメインに行ってきたところであり、広報活動を行っていない場合と比較できないため、効果等は検証できない。

事務局から資料1 10～22ページについて説明

質疑・意見

- 委員 「①認定こども園の普及に係る基本的考え方等」について、目標値が3としてあるのはなぜか。
- 事務局 第2期計画を策定する際の移行調査での回答を基に設定している。
- 委員 障がいを持つあるいは疑うという状態の親への対応に保育士は悩んでおり、小学校入学前の保育園などに通う段階で手立てを講じることができないか、新しい計画の策定の際に検討してほしい。
- 委員 幼稚園教諭・保育士・小学校の先生の交流は非常に重要であり、研修や交流を積極的に実施してマスコミなどを利用して、情報発信してほしい。
- 委員 「⑤子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容」について、毎年全ての施設に対して指導監査を実施しても不適切保育があるということで、市として責任を持って、保育環境の質の確保をお願いしたい。
- 事務局 指導監査だけで全てを把握するのは難しいため、保護者からの日常の苦情や要望を確認し、未然防止に努めている。